

令和5年12月18日

令和5年鳥羽市議会会議  
提出議案

鳥羽市長

令和5年12月18日会議提出議案一覧表

議案第36号	令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第7号）	・・・ 別冊
議案第37号	鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について	・・・ 1
議案第38号	鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について	・・・ 5

議案第 37 号

鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者に係る国民健康保険税の免除措置について所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鳥羽市国民健康保険税条例（昭和35年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算出した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保

険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該

出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の鳥羽市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第38号

鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について

鳥羽市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月18日 提出

令和5年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

戸籍法の一部改正により地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部が改正されたことに伴い、新たに開始される戸籍電子証明書提供用識別符号等の手数料等について、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥羽市手数料徴収条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号ア中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同号キ中「書類の閲覧」を「書類又は法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものの閲覧」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同号中キをケとし、カをクとし、同号オ中「証明書又は」を「証明書、」に改め、「事項の証明書」の次に「又は法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書」を加え、「カ」を「ク」に改め、同号中オをキとし、エをカとし、ウをオとし、同号イ中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号中イをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第1項第3号アの次に次のように加える。

イ 法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報

処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき  
400円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。